

【2】按分率算定表(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)

※水色セル部分にはあらかじめ計算式が入力されていますので、入力は不要です。

(整備前定員)			(人)
1号定員	2号定員	3号定員	

①～③のいずれか1箇所に、各部屋の面積を御記入ください。

「③共有部分」の按分に使用する定員数を、部屋ごとに御記入ください。

階	部屋名	①幼稚園部分 (幼稚園機能(1号)専有部分)	②保育所部分 (保育所機能(2号、3号)専有部分)	③共有部分	(㎡)			(人)		
					うち、1号部分	うち、2号部分	うち、3号部分	共有部分按分割合		
							1号	2号	3号	
1階					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
2階					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
					0.00	0.00	0.00			
	合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			

a b c d e f

教育部分面積 (a+d): 0.00
 保育部分面積 (b+e+f): 0.00

 按分率(教育): 0.0%
 按分率(保育): 0.0%

【3】実支出予定額算定表

※水色セル部分にはあらかじめ計算式が入力されていますので、入力は不要です。

(整備前定員) (人)

1号定員	2号定員	3号定員
0	0	0

(整備後定員) (人)

1号定員	2号定員	3号定員
0	0	0

(整備前按分率)
※解体撤去工事費、仮施設整備工事費

按分率（教育部分）：	0.0%
按分率（保育部分）：	0.0%

(整備後按分率)
※本体工事費

按分率（教育部分）：	0.0%
按分率（保育部分）：	0.0%

	総事業費		対象経費の 実支出予定額		実支出予定額 (うち幼稚園部分)	実支出予定額 (うち保育所部分)
		総事業費 (うち幼稚園部分)	総事業費 (うち保育所部分)			
対象経費 + 対象外経費（外構など）	0	0	0			
対象経費	0	0	0	0	0	0
本体工事費	0	0	0	0	0	0
i 工事費		0	0		0	0
ii 特殊附帯工事費	0	0	0	0	0	0
うち資源活用整備・消融雪設備整備		0	0		0	0
うち屋外教育環境整備		0		0		
iii 外構工事費（防犯対策に限る。）		0	0		0	0
iv 工事事務費（i～iiiの合計の2.6%が上限）	0	0	0	0	0	0
うち設計監理料		0	0		0	0
うちその他工事事務費		0	0		0	0
実施設計費等		0	0		0	0
耐震診断費		0		0		
開設準備にかかる備品費等			0			0
土地賃借料（敷金を除き礼金を含む。）			0			0
定期借地権設定のための一時金			0			0
地域の余裕スペース加算（事業費には含まず）						
解体撤去工事費	0	0	0	0	0	0
解体撤去工事費		0	0		0	0
工事事務費（解体撤去工事費の2.6%が上限）		0	0		0	0
仮施設整備工事費	0	0	0	0	0	0
仮施設整備工事費（賃借料を含む）		0	0		0	0
工事事務費（仮施設整備工事費の2.6%が上限）		0	0		0	0
対象外経費（外構など）		0	0			

※保育所等整備交付金のみ対象となる経費。

【4】補助予定額算定表

※水色セル部分にはあらかじめ計算式が入力されていますので、入力は不要です。

(1)大月市保育所及び認定こども園等整備事業費補助金所要額調査（国の制度分）

事業区分	整備区分	補助事業者の 総事業費	補助事業者の 寄付金 その他の 収入予定額	差 引 額	補助事業者の 対象経費の 支出予定額	選 定 額	補 助 基 準 額	補 助 予 定 額
		A	B	C(=A-B)	D(≦A)	E	F	H
		円	円	円	円	円	円	円
保育所等整備事業	創設	0		0	0	0		0
認定こども園施設整備事業	創設	0		0	0	0		0
合計		0	0	0	0	0	0	0

- ※ E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に3/4を乗じた額を記入すること。（小数点以下切り捨て）
- ※ F欄は、整備予定の認定こども園の類型に応じた交付基準額表（右シート参照）から算定した基準額合計を国又は県の補助率1/2で除した金額に3/4を乗じた額を記入すること。（小数点以下切り捨て）
- ※ H欄は、E欄の額とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。（千円未満切り捨て）

(2)大月市幼稚園・保育所（園）の再編整備事業推進補助金所要額調査（市単独補助分）

事業区分	整備区分	市の補助金交付 要綱に基づく 補助対象経費	市の補助金交付 要綱に基づく 補助対象経費の 4分の1	補助事業者の 総事業費	市の補助金交付 要綱に基づく 交付申請額	補助事業者の 寄附金その他の 収入予定額	差 引 額	総事業費から 特定財源を 控除した額の 2分の1	補 助 予 定 額
		A	B(=A*1/4)	C	D	E	F(=C-D-E)	G(=F*1/2)	H
		円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等整備事業	創設	0	0	0	0		0	0	0
認定こども園施設整備事業	創設	0	0	0	0		0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0

- ※ A欄には、(1)の表のH欄の補助予定金額を3/4で除した額を記入すること。（小数点以下切り捨て）
- ※ D欄には、(1)の表のH欄の補助予定金額を記入すること。
- ※ G欄には、補助事業者の総事業費から(1)の表の補助予定金額及び寄附金その他の収入予定額を控除した金額に1/2を乗じた額を記入すること。（小数点以下切り捨て）
- ※ H欄は、B欄の額とG欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。（千円未満切り捨て）

令和2年度 保育所等整備交付金交付基準額

- ※ 幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の保育実施部分に適用されます
- ※ 交付基準額表は、国の負担分2分の1相当額を示しています（大月市は標準地域です）
- ※ 開設準備費加算は、今回増員となる保育定員数に応じて加算することができます
- ※ 設計料加算及び土地借料加算は、今回の整備では対象となりません

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業：定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,500	58,900
定員21～30名	56,100	61,700
定員31～40名	65,100	71,800
定員41～70名	74,500	81,900
定員71～100名	96,700	106,400
定員101～130名	116,300	127,900
定員131～160名	134,700	148,000
定員161～190名	153,000	168,300
定員191～220名	169,900	187,000
定員221～250名	188,300	207,300
定員251名以上	209,400	230,100
特殊附帯工事	8,050	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	27	
定員21～30名	20	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	12,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,720	1,950

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額：認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

令和2年度 保育所等整備交付金交付基準額

※ 幼稚園型認定こども園の保育機能部分に適用されます

※ 交付基準額表は、国の負担分2分の1相当額を示しています（大月市は標準地域です）

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■ 本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	37,400
定員21～30名	39,200
定員31～40名	45,600
定員41～70名	52,100
定員71～100名	67,600
定員101～130名	81,500
定員131～160名	94,200
定員161～190名	107,100
定員191～220名	119,000
定員221～250名	131,700
定員251名以上	146,400

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

令和2年度 認定こども園施設整備交付金実施要領交付基準額

- ※ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の教育実施部分に適用されます
- ※ 交付基準額表は、国の負担分2分の1相当額を示しています（大月市は標準地域です）
- ※ 設計料加算は、今回の整備では対象となりません

（別表2）交付基準額表

（通則）

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、令和2年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。

（1）認定こども園整備

○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分

＜本体工事費＞

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	53,500	58,900	70,700	77,800
定員21～30名	56,100	61,700	74,100	81,600
定員31～40名	65,100	71,800	86,200	94,700
定員41～70名	74,500	81,900	98,200	108,200
定員71～100名	96,700	106,400	127,700	140,500
定員101～130名	116,300	127,900	153,500	168,900
定員131～160名	134,700	148,000	177,700	195,500
定員161～190名	153,000	168,300	202,100	222,100
定員191～220名	169,900	187,000	224,500	246,900
定員221～250名	188,300	207,300	248,500	273,500
定員251名以上	209,400	230,100	276,400	303,900
特殊附帯工事	8,050		10,580	
設計料加算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%			

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算は除く。小数点以下切捨て）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合
整備後の幼稚園部分（1号認定の子どもに係る部分）の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額（千円未満切捨）を認定こども園施設整備交付金の基準額とすること。
2. 特殊附帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合
「屋外教育環境整備」は認定こども園施設整備交付金における対象事業であるため、基準額については認定こども園施設整備交付金に計上すること。
3. 特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合
次の手順により、基準額の按分を行うこと。
 - ① 「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額（千円未満切捨）を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。
 - ② 整備後の幼稚園部分（1号認定の子どもに係る部分）の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額（千円未満切捨）を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事」に係る基準額（1号認定子ども分）とすること。
 - ③ 「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事（1号認定子ども分）」に係る基準額の合計を認定こども園施設整備交付金の基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模（幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。）に該当する基準額とすること。

令和2年度 認定こども園施設整備交付金実施要領交付基準額

※ 保育所型認定こども園の教育機能部分に適用されます

※ 交付基準額表は、国の負担分2分の1相当額を示しています（大月市は標準地域です）

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

<本体工事費>

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	37,400	49,200
定員21～30名	39,200	51,800
定員31～40名	45,600	60,400
定員41～70名	52,100	68,600
定員71～100名	67,600	89,200
定員101～130名	81,500	107,500
定員131～160名	94,200	124,400
定員161～190名	107,100	141,300
定員191～220名	119,000	157,000
定員221～250名	131,700	173,900
定員251名以上	146,400	193,300

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(保育所型認定こども園の認定に係る定員)に該当する基準額とすること。